

インフルエンザ予防
接種費の一部助成

問①②健康ほけん課

健康推進係☎内線168

③子育て・こども課

子育て支援係☎内線148

インフルエンザ予防接種
費の一部を市が負担します。

【補助対象者】

松浦市に住民登録してい
る人のうち、次のいずれか
に該当する人。

①接種当日65歳以上の人

②60歳～64歳の人で、心臓
や腎臓・呼吸器・免疫機能
に一定の障害がある人

(医師の診断書または身体障
害者手帳の提示が必要です)

③接種当日生後6か月から
18歳までの人(高校3年生
相当年齢まで)

【接種期間】

10月1日(土)

～令和5年2月28日(火)

【申込方法】

事前に予約が必要です。
(予約は接種日1か月前か
ら可能)

接種希望の人は、直接医療
機関へお申し込みください。

【接種回数】

①②の高齢者等は、1人1
回接種

③12歳以下は、1人2回接
種(1回目から2回目の間
隔は2～4週)

13歳以上は、1人1回接種
※接種の際は、必ず母子健
康手帳を持参してください。

【接種料金(1回あたり)】

①②の高齢者等

自己負担1,500円

(2回目からは全額自己負担)

③18歳までの人

自己負担1,000円

※生活保護受給者は無料。
ただし、医療機関窓口で
「生活保護受給証」の
提示が必要です。

【実施医療機関】

①②高齢者等ほかかりつけの
医療機関へお尋ねください。

③乳幼児から18歳(高校3
年生相当年齢)までの人は
松浦市内の予防接種実施医
療機関へお問い合わせくだ
さい。市外の医療機関での
予防接種を希望される場合
は、事前に子育て・こども
課へお問い合わせください。

健康診断の結果を生活習慣病予防につなげましょう



問 健康ほけん課健康推進係☎内線 129・166

健康診断は現在の体の状態を確認するためのものです。

生活習慣病は、初期の段階では自覚症状がほとんどないため、毎年受診し、病気の早期発見や生活習慣を見直す機会ととらえて、健診結果の内容をよく確認しましょう。

以下のことに取り組み、生活習慣病を予防しましょう。

- ①肥満に注意する
- ②甘いものは適量を守る
- ③運動習慣をつくる
- ④アルコールは適量を守る
- ⑤食物繊維を積極的にとる
- ⑥禁煙する

～健康づくり教室を開催します～

生活習慣病予防に役立つ食事のとり方や運動の取り入れ方をテーマに健康づくり教室を開催します。生活習慣を振り返るきっかけづくりのために、ぜひご参加ください。

【日程】

- 福島地区…10月17日(月) 福島保健センター
- 鷹島地区…10月28日(金) 高齢者生活福祉センター
- 今福地区…11月1日(火) 東部交流センター
- 御厨地区…11月2日(水) 御厨公民館
- 志佐地区…11月10日(木) 松浦市保健センター

【時間】 午前10時30分～正午(受付…午前10時～10時30分)

【内容】 健康づくりに関する講話および運動実技 【対象】 健康づくりに関心のある人

【準備する物】 ご家庭のみそ汁、電卓、健康診断結果 ※当日は動きやすい服装でご参加ください。

【申込期限】 開催日の1週間前まで

【問合せ・申込み先】 上記の問合せ先までご連絡ください。



行政相談所

問 総務課行政係

☎内線 321

福島支所 ☎内線 35

鷹島支所 ☎内線 11

国の行政機関などが行っている仕事やサービスについて、意見や苦情、要望などはありませんか。次のおと行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●松浦会場

【日時】

10月13日（木）

午前10時～午後4時

【場所】

市役所別館会議室

【行政相談委員（敬称略）】

森 三佐子

☎0955・75・0491

●福島会場

【日時】

10月21日（金）

午前10時～午後2時

【場所】

福島保健センター

【行政相談委員（敬称略）】

徳田 芳朗

☎0955・47・2422

●鷹島会場

【日時】

10月20日（木）

午前10時～正午

【場所】

鷹島支所

【行政相談委員（敬称略）】

有浦 良光

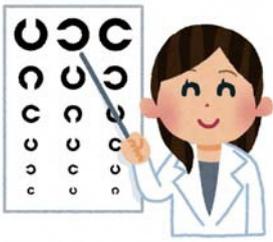
☎0955・48・3247

10月10日は「目の愛護デー」

問 健康はけん課健康推進係

☎内線 168

今年のスローガンは「のぼさう目の健康寿命 眼科医はあなたの目の健康をサポートします。」です。生活習慣病による眼疾患は、初期の自覚症状がありません。早期発見・早期治療のため定期的に眼科専門医に診てもらいましょう！



10月1日は土地の日 10月は土地月間です

問 政策企画課企画統計係

☎内線 315

大規模な土地取引には届出が必要です。一定面積以上の土地について売買などの取引をした場合には、国土利用計画法により、土地の権利取得者（売買の場合であれば買主）は、契約締結の日から2週間以内に土地の利用目的などについて土地の所在する市町へ届出が必要です。

○届出が必要な土地取引面積

【市街化区域】

2,000㎡以上

【市街化区域以外の都市計画区域】

5,000㎡以上

【都市計画区域以外の区域】

10,000㎡以上

※松浦市に市街化区域の該当地域はありません。



子育て中のみなさん 一緒におもちゃを作りながら、 子育てのことなど語り合いませんか

問 子育て・こども課子育て支援係 ☎内線 148

おもちゃを作りながら、楽しい時間をすごしませんか？

子育て中のママやお家の方、おもちゃ作りに興味のある人、裁縫が苦手な人も大歓迎です！お子さんはスタッフがお世話しますのでお気軽にご参加ください。

【日時】 10月27日（木）午前9時30分～正午

※作業時間は1時間半程度、完成したら途中で帰っていただいてもかまいません。

【場所】 松浦市保健センター（すこやか青プラザ 3階）

【作るもの】 音のなるにぎにぎ

（作業過程の途中までは、母子保健推進員が準備していますので、続きの作業をしてもらいます）

【費用】 無料 【持参するもの】 裁縫道具（なくてもかまいません）

【主催】 松浦市母子保健推進員

【申込期限】 10月13日（木） 問合せ先まで申し込みをお願いします。

